

消費者ネット ニュース

〒753-0083 山口市後河原 210 番地

☎ 083-902-3200

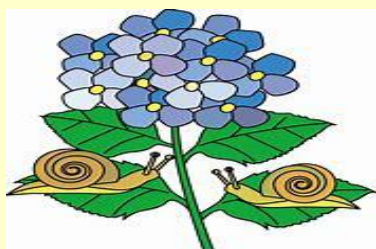
FAX 083-928-5416

✉ syohisya.net@yamaguchi.coop

<http://yamaguchi-kenren-coop.jp/net>

2020 年 10 月 15 日

NO. 44 kawakami



。コロナウイルスが世界中に蔓延しています。

新しい生活様式を取り入れて暮らしていかなければなりません。

少し戸惑いを感じながら・・・一日も早い収束を願っています。

第 11 回通常総会を開催しました。

6 月 26 日（金）13 時 30 分より山口県旧議事堂において第 11 回通常総会を開催しました。

今年度の通常総会は、新型コロナウイルスの拡散防止のため、事前の資料配布による、書面議決出席で行われました。

当日は、岩崎理事による司会で開会され、藪本知二理事長の開会挨拶があり、議長には、会員の倉益佐由美さんが選出され、議事録署名人として根ヶ山会員と川上会員を選任、書記として山岡会員を任命しました。



開会挨拶



藪本知二理事長

第 11 回通常総会を開催させていただきます。今年度はコロナの問題が消費者の問題にどのように影響をしていくのかを解き明かさなければいけないであろうし、また今年は、民法改正の年であります。債権法が変わります。民法は全ての法の原則で特別の法です。従来のルールから今回のルールに、それに対応すべく、当法人もどう関わっていくのかを考えなくてはならないであろう年になります。それから 2 年後には、成人年齢引き下げで 20 歳から 18 歳に変わります。消費者教育にどう関わっていくのかも考えなくてはならないと思っています。本日は、昨年度の活動そして 2020 年度に向けた活動等を審議していただきます。よろしくお願い致します。



議案審議

議長より出席人数が基準を満たし本総会が成立していることが報告された後、荒瀬事務局長より第 1 号議案「2019 年度事業報告、決算報告承認の件」第 2 号議案「2020 年度活動計画案及び活動予算案承認の件」第 3 号議案「役員選任の件」の提案があり、岡本栄監事が監査報告を行いました。質疑応答後、各議案について採決を行い、第 1 号議案、第 2 号議案、第 3 号議案とも満場一致で採択されました。

※議決権をもつ正会員数 104 人中、実出席 8 人、委任出席 1 人、書面出席 83 人、計 92 人（採決時）

2019年度の振り返り

今年度は、夜間無料法律相談会の山口会場が法テラスの指定相談所になり、今まで以上に信頼、安心して相談できる場所になったこと。また、周南会場での相談は2ヶ月先まで予約で埋まるほどの認知度になってきました。また、行政との連携や共同という点では、県とはこれまで毎年積み重ねてきた意見交換会等による関係作りによって、啓発活動などの委託事業を継続して依頼されるようになりました。

昨年度から「適格消費者団体」への認可を目指した準備活動を開始していますが、今年度は組織運営上の規程類の整備までは何とか進みましたが、被害情報の収集や申入れ検討、財務構造の健全化などは立ち遅れています。あらためて計画的に準備をすすめたいと思います。

市や町との関係では夜間無料法律相談会の相談者数の内、市の消費生活センターからの紹介者が過半数になった点では連携は進みましたが、その他の点では進展がほとんどありません。各市町や事業者等からも啓発活動などで業務を依頼されるような団体になれば、安定した財政構造作りができるのではないかと考え、今まで以上の広報活動や共同の模索をすすめたいと思います。

<NPO 法人消費者ネットやまぐちの課題と将来方向>

◇消費者ネットやまぐちは、設立10周年が経過するなかで夜間無料法律相談会の利用者増大や県内の消費者被害防止にむけた重要な県の施策を展開するための委託事業などを行う組織になりました。一方で、消費者を取り巻く環境はインターネット、スマホによる取引やキャッシュレスによる取引の急激な増大に見られるように、変化し続けており、それに伴って新たな消費者被害も次々に発生しています。

◇変化が著しい消費社会にあっては、私たちが行っている啓発活動は今まで以上に変化対応とスピードが求められますし、そのためには組織としての体制や機能の整備、行動力が今まで以上に必要です。そのためにも将来方向として目指している適格消費者団体の認可にむけた取り組みを推進することは、たとえ適格消費者団体としての認可がなかなか受けられなかったとしても非常に意義のあることです。ですから、焦らず、一步一步着実に前進していくことが大切と考えます。

◇消費者行政をはじめとして消費者の権利擁護を目的に取り組んでいる他の消費者団体との連携を図ることは、当団体の目的を達成していくためにも非常に効果的であると考えますので、あらゆる面で一緒に出来ることはないか、協力することで効果は高められないか、の視点を今まで以上に考えて活動したいと思います。

2020年度の活動

(1) 消費者の権利を守るために、啓発活動、支援活動を推進します。

- ①高齢者や青少年を重点に、消費者力向上や被害防止の啓発セミナーを開催します。
- ②夜間無料法律相談会は、各消費生活センターや他の団体との連携を強め、効果的な開催ができることをめざします。
- ③他団体や自治体からの「消費者教育」の協力要請については積極的に取り組みます。

(2) 行政や他団体と連携した活動や、行政等への提言活動に取り組みます。

- ①県の委託事業を受託し、高齢者を中心にした消費者被害削減のための「見守りセミナー」を開催し、見守り活動が多様な参加者になることをめざします。
- ②他の消費者団体等との交流会や研究会等に参加し、活動や組織運営についての調査研究を行います。
- ③中学・高校での消費者教育の充実に向けて、行政や教育機関、関連機関へ働きかけます。

(3) 会員組織を拡大し、財政基盤を強めます。

- ①会員組織の拡大（個人会員、団体会員の新規確保）を目指します。
- ②広報活動を強め、消費者ネットやまぐちの認知度を高めていきます。

(4) 他団体とも協力して行政等への提言活動を行います。

- ①県の委託事業である高齢者を中心にした消費者被害削減のための見守りセミナーを県内 4 会場で開催し、地域での見守り活動の充実をめざします。
- ②県内自治体との消費者行政充実のための意見交換会は、情勢をとらえたテーマを設定し充実した意見交換ができることをめざします。 県内 7 市 2 町で開催
(岩国市、光市、周南市、山口市、萩市、山陽小野田市、下関市、和木町、阿武町)
各自治体の状況把握を行い、行政との連携、県との意見交換での提言に活かしていきます。
- ③消費者団体と県との意見交換会に継続して参加します。
年 2 回の意見交換会では、他団体(地消連、消団連、県生協連)と連携して、国と県、県消費生活センターの政策、活動等、市町の状況などについての情報共有と提言活動を行います。
- ④公共団体や事業者団体等、その他団体と消費者問題に関する情報交換をより積極的に行える場づくりを検討します。

(5) 適格消費者団体をめざして準備活動に取り組みます。

- ①適格消費者団体連絡協議会へ参加し、業者への是正申入れ方法や業務運営、体制整備等について学んでいきます。
- ②不当業者への是正申入れの活動を実施するために、情報収集手段の充実、案件の検討を行う専門委員会の設置と運用、記録作成などの事務局機能の整備などを行います。
- ③設置に向けて県行政や自治体、関係団体との連携ができるように調整、要請をすすめます。

(6) 創立 10 周年を記念した記念講演会、無料法律相談フェアを実施します。

新役員体制

理事 15 名 監事 2 名

役 職	氏 名		役 職	氏 名	
理事長	藪本知二	山口県立大学 社会福祉学科 教授	副理事長	鶴 義勝	弁護士
理 事	佐伯奉文	弁護士	理 事	岡田卓司	弁護士
理 事	吉崎 博	元団体会員役員	理 事	吉富崇子	山口県地域消費者団体連絡協議会 会長
理 事	中村久枝	山口県金融広報アドバイザー F P	理 事	石村真奈 美	山口県金融広報アドバイザー 山口県消費生活センター 消費生活相談員
理 事	福浪美紀	生活協同組合コープやまぐち 常任理事	理 事	荒瀬 泰	山口県生活協同組合連合会 専務理事
理 事	山本 直	弁護士	理 事	藤村亮平	弁護士
理 事	永原久道	福祉生活協同組合さんコープ 専務理事	理 事	藤井之子	山口県消費者団体連絡協議会 幹事
理 事	山岡哲也	元消費者ネットやまぐち 事務局長			
監 事	高木直哉	元団体会員役員	監 事	岡本 栄	税理士

最近の消費者トラブル（国民生活センターホームページより）

新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブル

なりすまし

- ・保健所の依頼で来たと言ふ事業者から、新型コロナウイルスの検査薬を販売すると勧誘された

「あまり大きな声では話せない内容だ」と言って、知らない事業者が2人自宅に来た。「新型コロナウイルスの件で、保健所から依頼されて来た。自宅で検査ができる商品があり、海外ではブームになっている。本来50万円するところ、今回特別に選ばれた方に10万円で販売する」と言われ、近隣で契約したという人のリストも見せられた。不審だったので私は契約していないが、詐欺ではないか。（2020年3月受付 契約当事者：70歳代 男性）

このような相談も寄せられています

- ・市の新型コロナウイルス対策室を名乗り、個人情報を聞き出す不審な電話を受けた
- ・携帯電話会社名で、新型コロナウイルス関係の助成金を配布するとのメールが届いた

オレオレ詐欺

- ・息子を名乗り「会社の上司に借りたお金を返して」と電話があり、上司と名乗るものから「新型コロナウイルスで困っているのだからすぐにお金を返してほしい」と頼まれ、現金を手渡した



行政機関の職員を名乗る、行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からの怪しいメール・SMS、SNSなど、怪しい・おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。

新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う業者には耳を貸さないようにしましょう。

不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。

＊「消費者ホットライン 局番なしの188（いやや）番」をご利用ください。

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の電話番号です。

このニュースを作成している最中に九州では大雨による大変な被害が出ていました。線状降水帯が発生し…昨年よりよく耳にします。気候変動がひどくなっているように思います。被害に遭われた方々のご冥福を祈り一日でも早い復興を祈ります。

コロナの影響は余りにも多く、今年度の活動をどのようにしていくのが課題です。



会員を募集してます

団体正会員	入会金	2,000 円
	年会費	—□ 10,000 円
団体賛助会員	年会費	—□ 10,000 円
個人正会員	入会金	1,000 円
	年会費	—□ 2,000 円
個人賛助会員	年会費	—□ 1,000 円

消費者ネットやまぐちは会員の皆様の会費で活動しています

消費者ネットやまぐち

〒 753-0083

山口市後河原 210 番地

電話番号: 083-902-3200

FAX 番号: 083-928-5416

電子メール:
syohisya.net@yamaguchi.coop

